

第7 県民の信頼に応える警察の確立（警務）

1 自浄機能強化による不祥事の防止と警察行政の透明性の確保（警務）

- (1) 職務倫理意識の高揚と監察機能の充実強化（教養・警務・監察）
 - ア 職員の職務倫理意識高揚対策の推進（教養・警務）
 - イ 厳正な監察の実施（監察）
 - ウ 適正な懲戒処分の実施（監察）
- (2) 適正な会計経理の保持（会計）
 - ア 厳正かつ重点的な予防的内部監査の実施（会計）
 - イ 会計経理に関する職員教養の強化（会計）
- (3) 情報セキュリティ対策の推進（情管）
 - ア 職員の規範意識高揚対策の推進（情管）
 - イ 情報流出等の防止に向けた利用環境の整備と適正な運用管理（情管）
- (4) 職務執行に対する苦情への的確な対応（広聴）
 - ア 苦情に対する迅速・適切な措置（広聴）
 - イ 指導・教養の実施（広聴）
- (5) 情報公開の推進（広聴）
 - ア 情報公開制度の適正な運用（広聴）
 - イ 積極的な情報公表・提供の推進（広聴）

2 県民の理解と協力の確保（警務）

- (1) 警察署協議会の活性化（総務）
 - ア 住民の意見・要望の的確な把握（総務）
 - イ 地域実態に応じた意見・要望の警察署業務運営への反映（総務）
 - ウ 警察署協議会による自主的な活動及び警察署等との協働取組の推進（総務）
- (2) 警察安全相談の充実（広聴）
 - ア 相談業務の組織的管理の徹底（広聴）
- (3) 積極的な広報の推進（広聴）
 - ア 積極的かつ継続的な情報発信（広聴）
 - イ 各種広報媒体の活用（広聴）

3 総合的な被害者支援の推進（広聴）

- (1) 犯罪被害者等の立場に立ったきめ細かな被害者支援の充実（広聴）
 - ア 犯罪被害者等の負担の軽減を図る支援活動の推進（広聴）
 - イ 犯罪被害給付制度の的確な運用（広聴）
 - ウ 「三重県警察犯罪被害情報総合管理システム」の適正な運用（広聴）
 - エ 再被害防止対策の推進（刑企）
 - オ 被害少年の立ち直り支援活動の推進（再掲）（少年）
 - カ 暴力団等から危害を受けるおそれがある者に対する保護対策の徹底（組対）
- (2) 民間支援団体等と連携した活動の推進（広聴）
 - ア 民間支援団体等と連携した施策の推進（広聴）
 - イ 学生を対象とした普及・啓発活動の推進（広聴）

第7 県民の信頼に応える警察の確立

施策目標（副指標）：訓令及び通達等の公表件数							
	(現状・H21年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	(215件)	255件	323件	340件	357件	372件	388件

施策目標（副指標）：犯罪被害者等支援の理解者数							
	(現状・H21年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	(－)	－	2,800人	3,500人	3,500人	3,500人	3,500人

施策目標（副指標）：犯罪被害者支援率							
	(現状・H21年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	(94.2%)	95.0%	97.0%	98.0%	99.0%	100.0%	100.0%

平成23年12月時点修正

三重県総合計画「県民しあわせプラン第二次戦略計画」の終了に伴い、施策目標「犯罪被害者等支援活動に従事した地域住民の人数」を「犯罪被害者等支援の理解者数」とするとともに、施策目標「犯罪被害者相談の満足度」を「犯罪被害者等支援率」に変更した。

1 自浄機能強化による不祥事の防止と警察行政の透明性の確保

「警察改革要綱」（平成12年）及び「警察改革の持続的断行について－治安と信頼の回復に向けて－」（平成17年）に掲げられた警察改革の柱の1つである「不祥事（非違事案）の防止」について、全職員がその重要性を再認識するとともに、引き続き各種施策を積極的かつ適正に推進していく。

平成23年12月時点修正

平成23年3月、警察改革に対する県警察の取組結果を取りまとめ、総合評価書を策定したところであるが、警察改革の発端となった平成11年から翌12年にかけて全国的に続発した不祥事の防止に資するため、警察改革に盛り込まれた「不祥事の防止」に係る諸施策の定着化・深化を図る必要があることから、上記大項目及び構成する施策の組替えを行った。

(1) 職務倫理意識の高揚と監察機能の充実強化

ア 職員の職務倫理意識高揚対策の推進

【現状と課題】

県民の期待と信頼に応える警察を確立するためには、全警察職員が誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観を保持することが必要である。そこで、学校教養、職場教養等のあらゆる教養の機会を捉え、職務倫理意識の高揚を図っているところである。

今後も職員一人一人が「職務倫理の基本」を得心し、自らの行動原理として実践できるよう職務倫理教養を一層徹底していく必要がある。

【推進方針】

警察改革の精神を風化させないための警察改革旬間を設置し、部外有識者講演や所属長等上級幹部による集合教養等を実施するほか、若手警察官を対象とした

原点回帰教養、長期にわたり警察学校における教養を受けていない者を対象とした専科教養、教養資料の発行等、各年齢層、階級、属性等に応じた職務倫理教養を推進していく。

また、平成23年3月に策定した「三重県警察職員の倫理に関する訓令」に係る指導・教養を徹底することにより、職務執行の公正さに対する県民の不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する県民の信頼の確保に努める。

イ 厳正な監察の実施

警察内部の自浄能力を高めるため、国家公安委員会が任命する地方警務官である首席監察官を配置しているほか、監察担当官を増員するなど監察体制を強化してきたところである。

今後も引き続き、「監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）」に基づき、能率的な運営及び規律の保持のため、厳正な監察を実施していく。

【現状と課題】

警察本部による監察については、非違事案の未然防止に重点を置いた監察を実施している。業務及びサービス一般に関する随時監察にあつては、全警察署を対象に四半期ごとに1回、警察本部全所属を対象に毎年度1回以上実施するとともに、警察本部各部と連携した業務を中心とした総合監察にあつては、全警察署を対象に毎年度1回実施している。

また、四半期ごとに監察官連絡会議を開催して、警察本部各部に配置された監察官から業務指導の結果報告を受け、各部の業務指導を検証し、事後の監察及び業務指導に反映させているほか、警務部監察課による業務監察及び監察課兼務の生活安全部地域課指導係による各警察署の交番・駐在所に対するきめ細かな業務指導を実施している。

しかし、依然として非違事案は発生しており、今後も厳正な監察の実施により、警察内部の自浄能力を一層高め、業務上及び私行上の非違事案の絶無を図っていく必要がある。

【推進方針】

引き続き、部内監察による身内意識の払拭に一層努め、監察の実効性と自浄能力を高めるなど厳正な監察による非違事案の絶無を期すため、体制を確保し、抜き打ち的な監察や職員への面前質問を行うなどの創意工夫を凝らした随時監察の推進及び業務主管部門との緊密な連携による監察項目の設定等、予防監察の充実を図る。

また、メンター・メントレイ制度の推進、所属長等幹部職員に対する業務・人事管理の意識付け等を徹底し、業務上及び私行上の非違事案の絶無を図っていく。

ウ 適正な懲戒処分の実施

警察職員に規律違反がある場合には、厳格な事実調査に基づき、処分相当と認められた場合には、地方公務員法に基づく懲戒処分のほか、以後の職務履行の改善向上を図るための監督上の措置として、訓戒・注意処分を科している。

【現状と課題】

警察職員の規律違反行為に対する地方公務員法第29条に規定する懲戒処分については、原則として、警察庁が策定した「懲戒処分の指針」を参考に決定している。

このほか、懲戒処分に至らない規律違反者に対しては、警察本部長又は当該職員の所属の長が、当該職員の以後の職務履行の改善及び向上を図るために監督上の措置をとっている。

また、職員の規律違反行為について、上司の管理監督が不十分な場合は、当該職員の上司が監督責任として処分を受ける場合がある。

しかしながら、懲戒処分及び監督上の措置（以下「懲戒処分等」という。）は、規律違反を行った職員等を罰し、その結果、身分等に多大な不利益を生じさせるものであるので、公正性を担保しながら、厳正な処分を行う必要がある。

《懲戒処分者数》

〔三重県〕

- ・ 平成22年中 3人（業務上、私行上）
- ・ 平成21年中 1人（業務上）
- ・ 平成20年中 2人（私行上）

〔全 国〕

- ・ 平成22年中 385人（業務上38.0%、私行上62.0%）
- ・ 平成21年中 242人（業務上32.9%、私行上67.1%）
- ・ 平成20年中 252人（業務上32.8%、私行上67.2%）

【推進方針】

規律違反行為があった場合には、徹底した事実調査を実施することはもとより、各種法令等を的確に適用するなど、真相を解明した上、三重県公安委員会に全て報告した後、適正な懲戒処分等の実施に努めていく。

(2) 適正な会計経理の保持

近年、物品の購入等に係る契約に関して、他県警察の一部で「預け金」等の不適正な経理処理事案が判明し、国民の警察に対する不信を招いたところであり、公金の取扱いに関する国民の目は厳しさを増している。

これら事案を始めとする不適正な経理処理は、いかなる理由であれ許されるものではなく、適正な会計経理の保持を図っていかななければならない。

ア 厳正かつ重点的な予防的内部監査の実施

【現状と課題】

所属長を始めとした幹部によるチェック機能の強化、各所属の会計担当者等に対する指導・教養、契約の履行確認の徹底等を図るとともに、会計監査の強化に努めてきたところ、これまで不適正な経理処理は認められないものの、不適正な経理処理が一度発生すれば、警察組織の根幹が揺るぎかねず、警察に対する県民の信頼を大きく損なうこととなる。

今後これら取組を徹底し、不適正な経理処理事案の絶無を期する。

【推進方針】

警務部会計課監査室による定期監査及び随時監査はもとより、業務指導、総合監察等のあらゆる機会を捉え、物品の購入等の契約に重点を指向した厳正な予防的内部監査を推進し、適正な会計経理の確保を図る。

イ 会計経理に関する職員教養の強化

【現状と課題】

他県で発覚した不適正な経理処理においては、幹部等を含めた警察職員の会計経理に関する知識及び認識不足が主な原因の一つとして指摘されている。

各所属の会計担当者等に対する指導、教養については、所属長等を始め、会計経理に関与する者に対し、継続的に実施しているところ、会計経理の重要性を鑑み、警察職員に対する教養を充実・強化する必要がある。

【推進方針】

各種会議、研修、入校教養及び業務指導等のあらゆる機会を捉え、会計経理に関する職員教養の充実・強化を図り、適正な会計経理の確保に努める。

(3) 情報セキュリティ対策の推進

ア 職員の規範意識高揚対策の推進

警察は、県民の生命、財産、プライバシー等に関する情報はもとより、犯罪捜査に係る情報等、機密性の高い情報を取り扱っている。これらの情報を厳格に管理するためには、情報セキュリティに対する職員の高い規範意識が不可欠である。

【現状と課題】

警察学校における教養や執務資料の発行等による意識啓発及び業務指導や監査による情報セキュリティ対策の実効性の点検・検証を行っているが、職員の情報セキュリティに対する規範意識を高く維持するため、これら諸対策を継続することが必要である。

【推進方針】

新規採用者に対する教養、定期異動後の新体制発足時における職員の情報管理意識の確認、各所属に対する出前教養、時機をとらえた啓発資料の発行等、効果的かつきめ細かな対策を引き続き実施し、高い規範意識を維持していく。

イ 情報流出等の防止に向けた利用環境の整備と適正な運用管理

【現状と課題】

公用端末の計画的な整備により公務使用に係る私物パソコンを一掃するとともに、情報を保存するファイルサーバの設置や外部記録媒体に記録する情報を自動的に暗号化するソフトウェアの導入により、情報流出等を防止する環境の構築を図っている。

今後も利用環境に対する検討を加えながら、適正な運用管理による情報セキュリティを確保していく必要がある。

【推進方針】

公用端末の整備・充実を図りながら、端末や外部記録媒体に対するセキュリティを強化する総合的な管理システムの導入を推進する。

また、ファイルサーバ、ネットワーク等の整備・拡充を通じて、職員が外部記録媒体に依存しない利用環境の構築を図る。

(4) 職務執行に対する苦情への的確な対応

ア 苦情に対する迅速・適切な措置

【現状と課題】

警察署長会議や警察安全相談担当者研修会等において、迅速・適切な対応について徹底を図るとともに、関係所属が連携し、組織的な対応に努めている。

昨今の社会情勢を反映し、県民の警察に対するニーズは多岐にわたっており、こうした県民の期待に応えるため、よりの確な苦情対応が求められている。

《過去3年間の苦情受理状況》

区分\年別	平成20年	平成21年	平成22年
公安委員会	12	6	9
警察	36	13	21

【推進方針】

定期的な業務指導等を通じ、全職員に対して警察職員の職務執行に対する苦情の取扱い及び対応要領等について、更なる指導・教養の徹底を図り、的確な苦情対応を推進していく。

イ 指導・教養の実施

【現状と課題】

「警察安全相談室だより」を発出するとともに、他機関が実施する講習会等へ担当者を参加させるなど、職員の意識改革に努めている。

また、苦情への適切な対応について、継続的な指導・教養を推進するほか、併せて、より適正な職務執行の在り方等についても、指導していく必要がある。

【推進方針】

苦情内容を分析し、今後の職務執行へ反映させるため、関係所属と連携し、改善措置の検討及び実践に向けた指導・教養を実施する。

(5) 情報公開の推進

ア 情報公開制度の適正な運用

【現状と課題】

情報公開制度の運用開始から10年が経過していることから、職員の情報公開に関する知識を一層高めるとともに、更なる意識改革を行う必要がある。

一方、国の行政透明化検討チームによる情報公開制度の見直し案が決定され、制度改正となった場合の的確な対応が課題となっている。

【推進方針】

教養資料「アカウントビリティ」の配布、業務指導及び警察学校における各種専科教養を実施することにより職員の情報公開制度に対する知識及び意識を高める。

また、併せて保有個人情報の適正管理に努める。

さらに、国の行政透明化検討チームにおいて決定された情報公開制度改正の今後の情勢を注視しつつ、法及び県条例の改正を前提として、改正内容に応じた的確に対応できるよう検討を進める。

イ 積極的な情報公表・提供の推進

【現状と課題】

施策を示す訓令及び通達を県警ホームページに掲載して公表しており、公表件数は、306件（平成23年3月末現在）であるため、更に公表件数を増やすことにより警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たす必要がある。

【推進方針】

当初の目標件数である全国平均の295件には達したが、今後、更なる公表に努め、県警ホームページへの掲載・公表状況を充実させる。

また、一般の閲覧の用に供する公文書等の配架資料についても充実を図る。

2 県民の理解と協力の確保

「治安の維持」という警察が担う責務は、県民の理解と協力なくして全うできるものではない。県民の理解と協力をより一層確保していくためには、引き続き、県民の声を真摯に受け止めて警察行政の運営に反映していくことが必要である。

(1) 警察署協議会の活性化

本県警察においては、「三重県警察署協議会条例」(平成13年三重県条例第5号)に基づいて、県内の全警察署に警察署協議会を置き、三重県公安委員会が地域住民等の中から158人の警察署協議会委員を委嘱している。

ア 住民の意見・要望の的確な把握

【現状と課題】

警察署長は、業務の推進に関し、住民の意見・要望を的確に把握し、対応していかなければならない。

こうした趣旨から住民を代表する諮問機関として組織される警察署協議会委員は、地域における安全・安心に関する問題等について、意見・要望を表明するにふさわしい人物で、かつ特定分野や年代層に偏らない構成である必要がある。

《平成23年度の警察署協議会委員委嘱(選任)状況》

○ 男女別構成

区分	男性	女性
人員	99	59
構成比率%	62.7	37.3

※ 全警察署協議会委員における女性委員の努力目標を63人(40%)に設定

○ 年代別構成

年代別	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳～
人員	4	10	31	44	56	13
構成比率%	2.5	6.3	19.6	27.8	35.4	8.2

※ 平均年齢 56.2歳(前年比-2.9歳)

○ 分野別構成

分野別	教育 関係	医療 福祉	自治 体	法曹 関係	保護 司	報道 関係	防犯 団体	交通 団体	自治 会	事業 者	その 他
人員	17	25	11	6	7	3	2	2	21	39	25
構成比率%	10.8	15.8	7.0	3.8	4.4	1.9	1.3	1.3	13.3	24.7	15.9

【推進方針】

警察署協議会委員の選定期間について、これまで3か月程度(例年2月～4月)で行っていたが、次の選定要件を満たすことができるよう平成23年度から警察署協議会委員候補者の選定期間を6か月に拡充する。

- ・ 性別 女性の選任目標比率を40%とする。
- ・ 年代別 40歳代以下の選任比率を向上させる。
- ・ 分野別 広範な地域、職域からの選任する。

イ 地域実態に応じた意見・要望の警察署業務運営への反映

【現状と課題】

警察署協議会は、警察署の事務処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関であり、警察署長には、これらの意見を警察署の業務運営に反映させることが求められる。

警察署協議会設置当初は、警察署長が管内概況を説明し、委員の意見・要望を聴取するという定型的な一面も見受けられた。

しかし、近年においては、警察署協議会から地域における安全・安心に関する諸問題についての的確に意見・要望が表明され、これを署長が警察の業務運営に反映するという双方向の組織として有効に機能している状況にある。

その一例として、一部の警察署協議会では、会長の発案により「警察署協議会委員による地域住民の意見・要望収集活動の強化」に取り組むという動向が認められる。

【推進方針】

警察署協議会の活性化を図り、その活動を充実するため、公安委員会委員が、各警察署で開催される警察署協議会に出席し、公安委員会委員自らが委嘱状を交付するなどし、その責務の重要性を認識していただくとともに、各警察署協議会委員の活動事例を紹介し、各警察署ごとの特色を生かした意見を求められるよう取り組んでいく。

ウ 警察署協議会による自主的な活動及び警察署等との協働取組の推進

【現状と課題】

警察署協議会は、警察署長の諮問機関として設置以降、警察への理解の深まりとともに、自主的な活動及び警察署等との協働取組への発展が認められ、一部の警察署協議会では、自主的にWHO（世界保健機関）のセーフコミュニティ認証取得に向けた警察署、市及び関係団体との協働取組や自主防犯パトロール団体を統合させた連絡会議を発足させるなどの活動に取り組んでいる。

しかし、全県的には、警察署協議会の運営に温度差も認められることから、適切なサポートが求められている。

【推進方針】

現在、警察署協議会による自主的な活動及び警察署等との協働取組の推進が求められる中、こうした活動に関する必要な活動場所や資料提供、県内外の先進的な活動状況の事例紹介等により、更なる活性化を図っていく。

(2) 警察安全相談の充実

ア 相談業務の組織的管理の徹底

【現状と課題】

警察安全相談は、いずれの部門で受理した場合であっても、漏れなく記録化して組織的な管理を徹底するとともに、迅速・的確に対応していく必要がある。

また、関係所属及び事件担当課等へ迅速に引き継ぐため、緊密な連絡体制を確立するとともに、相談内容への対応措置と経緯の記録化に漏れのないよう努める

必要がある。

《過去5年間の警察安全相談受理状況（件）》

年別\区分	受理件数	警察本部	
		警察本部	警察署
平成18年	33,483	3,767	29,716
平成19年	29,372	2,799	26,573
平成20年	31,891	2,258	29,633
平成21年	29,910	2,390	27,520
平成22年	31,659	3,217	28,442

【推進方針】

「警察安全相談システム」の効果的かつ適正な運用と、定期的な業務指導における警察安全相談受理簿の点検を継続的に行い、対応に漏れがないよう徹底する。

(3) 積極的な広報の推進

警察活動に対する県民の理解と協力を確保するとともに、県民の安心感を高めるため、県民の生命・身体を守るために日夜努力する「警察の姿」を県民に伝える積極的な広報を推進する。

ア 積極的かつ継続的な情報発信

【現状と課題】

各種イベントや事件・事故の発生及び解決の機会を通じて、テレビ、新聞等の各種広報媒体により、犯罪情報や事件解決情報を始めとした様々な情報発信を行っている。

今後は、テレビ、新聞等を中心とした特集番組（記事）へ積極的に参画し、「警察の姿」を県民に伝えるための広報活動を展開するとともに、関係機関・団体と連携した広報計画を策定し、積極的かつ継続的な情報発信に努めることが必要である。

【推進方針】

県民のニーズを的確に把握し、「警察の姿」を県民に伝えるための広報活動を展開し、テレビ、ラジオ等において継続的な放送枠を獲得するとともに、関係機関・団体と連携した広報計画を策定し、継続的な情報発信に努める。

イ 各種広報媒体の活用

【現状と課題】

テレビや新聞、インターネットなどの広報媒体を積極的に活用し、警察の活動や各種施策を県民に伝えるための働き掛けや素材提供を行っている。

今後は、新たな広報媒体の掘り起こし、既存広報媒体を活用した情報の内容充実等を図る必要がある。

【推進方針】

地元に着した新たな広報媒体の掘り起こしを行うとともに、既存広報媒体を活用した情報の内容を充実させるために、県民のニーズを的確に反映した魅力的な広報素材の提供に努める。

3 総合的な被害者支援の推進

近年の犯罪被害者を取り巻く環境は、一連の法律、司法制度改革等が行われたものの、被害者の現状や社会的支援の必要性等について、いまだ正しく理解されていない現状も認められ、警察、行政その他関係機関・団体等が認識の共有を図り、有機的な連携による総合的な被害者支援施策を推進する。

なお、本年9月、平成27年までのおおむね5年間に特に講ずるべき具体的施策をとりまとめた「三重県警察犯罪被害支援要綱」を制定するとともに、これに基づく平成23年度の推進計画を策定した。

(1) 犯罪被害者等の立場に立ったきめ細かな被害者支援の充実

犯罪の被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪による直接的被害のみならず、これに起因する精神的・経済的被害に対する救済を求めており、そのニーズに即したきめ細かな支援活動を推進する。

ア 犯罪被害者等の負担の軽減を図る支援活動の推進

【現状と課題】

犯罪による精神的・身体的・財産的被害の早期回復及び負担軽減を図るため、専門的なカウンセリング体制の充実、診断書料及び性犯罪被害に係る公費負担等に取り組んでいる。

また、犯罪被害者等の多様なニーズに的確に対応するため、支援員の能力向上に努め、支援体制の更なる強化を図るとともに、関係機関・団体等と連携して、個々の犯罪被害者等に即した継続的な支援活動を推進していく必要がある。

《被害者相談の満足度》

区分\年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
目標値	—	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%
実績値	81.0%	82.7%	83.5%	85.3%	85.4%

【推進方針】

関係機関・団体等と連携した犯罪被害者等の精神的なケアを始めとする各種支援活動を推進するとともに、支援体制の一層の整備・充実を図るほか、緊急避難場所の確保等、被害者等が安心して暮らせる環境づくりに努める。

イ 犯罪被害給付制度の的確な運用

【現状と課題】

犯罪被害からの早期回復及び経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等給付金の迅速かつ適正な申請受理及び裁定事務を行っている。

また、支給対象事案については、より迅速かつ適正な裁定が行えるよう、犯罪被害者等への本制度に関する適時・適切な教示に配慮するとともに、平素から積極的な広報活動を推進する必要がある。

【推進方針】

最近の社会情勢を反映して、給付金の申請相談が急増していることから、早期裁定を踏まえた事務処理体制の充実を図るとともに、本制度の周知を図るため、各種媒体を活用した広報に努めるほか、犯罪被害者等に対する個別の教示について、警察署事務担当者に対する指導・教養の徹底に努める。

ウ 「三重県警察犯罪被害者情報総合管理システム」の適正な運用

【現状と課題】

捜査支援システム及び交通情報総合管理システムにリンクし、県内で発生した事件・事故の被害者情報及び各種支援活動の実施状況を一元的に管理し、運用する「三重県警察犯罪被害情報総合管理システム」により、迅速かつ適切な支援活動を推進するとともに、業務の効率化を図っている。

また、将来的には、捜査支援システム及び交通情報総合管理システムの改修に伴い、本支援システムも機器更新やソフトの改修等を行っていく必要がある。

《計上経費》

区分\年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開発費等	1,017万円	—	—	—	247万(改修)
保守管理費		92万円	92万円	84万円	84万円

【推進方針】

犯罪の被害に遭った全ての被害者等が求める支援を誰もが等しく公平に受けることができるよう、対象事件を確実に把握し、本支援システムの適正な運用を図るなど、各種会議や巡回教養等を通じた指導・教養を徹底する。

また、迅速かつ適切な被害者支援に有用な本支援システムの保守管理・改修費等の予算について、継続的に確保していく。

エ 再被害防止対策の推進

犯罪被害者等は、加害者から再び危害を加えられることなく、安全で安心して暮らしていくことを切望している。

したがって、こうした社会を実現するためには、関係機関、団体等と連携し適切に対応していく必要がある。

【現状と課題】

犯罪被害者等基本法に基づき、「犯罪被害者等基本計画」が策定されたことを受け、再被害を受けるおそれの大きい犯罪の被害者等を指定し、必要な保護等を行っている。

再被害防止対策は、犯罪被害者が警察へ要望する措置がそれぞれ異なることや、犯罪被害者等の県外への移動など、その対応には本県警察だけでは困難な状況にあることから、刑事施設等あるいは関係都道府県との、より一層連携した対応と警察組織を挙げた取組が必要がある。

【推進方針】

関係部門間における再被害防止対象者に関する情報の共有、関係都道府県警察や関係機関、団体等との情報の共有等連携を密にして、再被害の防止を図っていくとともに、大規模な事故・事件等発生時における被害者支援を円滑に推進するための体制構築を進めていく。

オ 被害少年の立ち直り支援活動の推進（再掲）

犯罪被害を回復し、又は早期に軽減し、被害少年等が再び平穏な生活を営むことができるように支援するため、相談・カウンセリング体制の整備等を実施する。

【現状と課題】

刑法犯被害少年のうち、精神的ダメージが大きい強盗、強姦及び強制わいせつ、逮捕監禁、傷害等の被害少年は、

- ・ 平成18年 ～ 293人
- ・ 平成19年 ～ 244人
- ・ 平成20年 ～ 196人
- ・ 平成21年 ～ 195人
- ・ 平成22年 ～ 173人

であった。

被害少年については、再び被害に遭うことを防止するとともに、その立ち直りを支援するため、関係機関・団体、ボランティア等と連携して、少年の心身への影響に配慮した措置を講ずる必要がある。

【推進方針】

犯罪被害に遭った少年に対しては、心身への影響に配慮しつつ、適切な助言を行うなどの支援を行うとともに、福祉犯の被害少年については、少年の特性に応じ、一時保護、施設への入所等適切な措置が講じられるよう配慮する。また、必要に応じ、被害少年サポーターの活用を図る。

カ 暴力団等から危害を受けるおそれがある者に対する保護対策の徹底

【現状と課題】

暴力団等による犯罪の被害者又は参考人、暴力団排除活動の関係者等に対し、的確な保護対策を講じ、暴力団等による、いわゆるお礼参り等の危害を未然に防止することは暴力団対策の基本であり、警察組織全体の課題として取り組んでいる。

しかし、他府県では、暴力団排除活動を行っている者が被害に遭うなどの事案が発生していることから、この種被害の絶無を図るためには、より徹底した保護対策が求められている。

【推進方針】

保護対策を徹底するため、

- ・ 保護対策の重要性の認識
- ・ 各部門が連携した総合的な保護対策の実施
- ・ 被害者等の不安感の解消
- ・ 捜査幹部による的確な指揮

などに配慮し、警察組織の総力を挙げて取り組んでいく。

(2) 民間支援団体等と連携した活動の推進

犯罪被害者等の多様なニーズに応じた支援を行うためには、警察だけでは十分に対応することが困難な個々の犯罪被害者等の事情に即したきめ細かな支援が行える民間支援団体等との連携を強化していく。

ア 民間支援団体等と連携した施策の推進

【現状と課題】

県内における被害者支援の拠点として設立された「公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター(以下「支援センター」という。)」への積極的な情報の提供により、被害後の早期段階から専門的かつ継続的な支援活動を推進している。

そのためには、支援センターの継続的な活動が前提となることから、会員等の拡充に協力するとともに、県を始め関係機関・団体等と連携して、県民に対する被害者支援の重要性について広く理解を得るための広報啓発活動を推進していく必要がある。

《過去4年間の支援センターにおける相談及び支援状況》

年別\区分	相談件数(件)			支援回数 (回)	
	電話	面談	その他		
平成19年	486	406	75	5	84
平成20年	376	317	50	9	78
平成21年	456	388	57	11	57
平成22年	490	356	124	10	208

【推進方針】

支援センターの活動が形骸化しないよう、真に県民(被害者等)のニーズに応え得る団体として確実に機能させるため、今後も積極的な広報啓発活動等を推進し、社会全体の被害者支援に関する機運と連帯・共助の精神の醸成に努めていく。

イ 学生を対象とした普及・啓発活動の推進

【現状と課題】

社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりの機運を醸成するため、中学・高校・大学生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、広く県民の理解を深め、規範意識の向上を図っている。

今後は、中学・高校・大学等における同教室の開催は、単に犯罪被害者等の講演にとどまることなく、広く警察等による犯罪抑止への取組を含めた学習時間の確保について、学校側の理解を得ていく必要がある。

《平成22年度「命の大切さを学ぶ教室」開催状況》

- ・ 中学生 6校 2,700人
- ・ 高校生 1校 800人

《平成23年度以降「命の大切さを学ぶ教室」開催計画》

区分\年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
開催予定回数	10回	15回	15回	15回	15回

【推進方針】

学校や教育委員会のほか、防犯、交通安全等の取組を行っている関係機関、団体等の協力を確保し、これらと連携した効果的な施策の推進に努めていくほか、継続的な施策として予算化を図りながら、計画的に「命の大切さを学ぶ教室」を開催していく。